

1．まちづくり交付金とは

まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度です。

2．都市再生整備計画について

市町村は、まちづくり交付金の交付を受けようとするときには、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために必要な事業を記載した、「都市再生整備計画」を作成し、国土交通大臣に提出します。国の採択を受けた場合は、都市再生整備計画に位置づけた事業に対して事業費の一部が交付されます。